

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 30) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 長期保有(10 年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率 80%(一部 90%・75%・70%・60%))を認める。
			《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和 11 年3月 31 日までとする。
			《関係条項》 租税特別措置法第 37 条第1項第3号、第 37 条の4、第 65 条の7第1項第3号、第 65 条の8、第 65 条の9
5	担当部局		経済産業政策局企業行動課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和3年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 6年度 創設 平成 7年度 延長 平成 8年度 延長・拡充 平成 9年度 延長・拡充 平成 10 年度 延長・拡充 平成 13 年度 延長 平成 16 年度 延長 平成 19 年度 延長 平成 21 年度 延長 平成 24 年度 延長・縮減 平成 27 年度 延長・縮減 平成 29 年度 延長 令和 2年度 延長 令和 5年度 延長(繰延率を一部見直し)
8	適用又は延長期間		3年間(令和8年度～令和 10 年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、更なる民間投資の呼び水とすることで、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長の実現を図る。
			《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和7年6月 13 日閣議決定)において、「国内投資の拡大やサプライチェーンの強靱化、対日直接投資の促進、円滑な労働移動等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する」とこととされている。

			本特例は、事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長に寄与するものであり、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造の構築に向けて取り組む政府の方針に沿うものである。																																		
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展																																		
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	・法人の長期保有土地の取引件数(令和5年:6.4万件→令和10年:6.9万件) ・法人が所有する事業用資産面積に対する、未利用地以外の面積の割合(令和元年:91%→令和10年:95%以上)																																		
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	長期保有土地の買い換えへのインセンティブを付与することで、事業再編や国内設備投資を喚起し、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長の実現に寄与する。																																		
10	有効性等	① 適用数	○適用数 <table><tr><td></td><td>令和3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>適用件数(件)</td><td>777</td><td>870</td><td>857</td><td>835</td><td>835</td><td>835</td><td>835</td><td>835</td></tr></table> 【算定根拠】 ・実績値(令和3年度～令和5年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」から引用。 ・令和6年度以降は、令和3年度～令和5年度の適用件数の平均。									令和3	4	5	6	7	8	9	10	適用件数(件)	777	870	857	835	835	835	835	835									
	令和3	4	5	6	7	8	9	10																													
適用件数(件)	777	870	857	835	835	835	835	835																													
		② 適用額	○適用額 <table><tr><td></td><td>令和3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>損金算入額(億円)</td><td>4,194</td><td>4,311</td><td>4,894</td><td>4,467</td><td>4,467</td><td>4,467</td><td>4,467</td><td>4,467</td></tr></table> 【算定根拠】 ・実績値(令和3年度～令和5年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」から引用。 ・令和6年度以降は、令和3年度～令和5年度の損金算入額の平均。									令和3	4	5	6	7	8	9	10	損金算入額(億円)	4,194	4,311	4,894	4,467	4,467	4,467	4,467	4,467									
	令和3	4	5	6	7	8	9	10																													
損金算入額(億円)	4,194	4,311	4,894	4,467	4,467	4,467	4,467	4,467																													
		③ 減収額	○減収額 <table><tr><td></td><td>令和3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>法人税(億円)</td><td>800</td><td>817</td><td>966</td><td>861</td><td>861</td><td>861</td><td>861</td><td>861</td></tr><tr><td>法人住民税(億円)</td><td>68</td><td>70</td><td>79</td><td>75</td><td>75</td><td>75</td><td>75</td><td>75</td></tr></table>									令和3	4	5	6	7	8	9	10	法人税(億円)	800	817	966	861	861	861	861	861	法人住民税(億円)	68	70	79	75	75	75	75	75
	令和3	4	5	6	7	8	9	10																													
法人税(億円)	800	817	966	861	861	861	861	861																													
法人住民税(億円)	68	70	79	75	75	75	75	75																													

		法人事業税 (億円)	276	274	323	299	299	299	299	299																																				
		【算定根拠】 ・推計方法は、別紙積算根拠1(国税)・2(地方税)参照。 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)より算出。																																												
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 <table><tr><td></td><td>令和 3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>法人の長期 保有土地の 取引件数(万 件)</td><td>7</td><td>6.8</td><td>6.4</td><td>6.5</td><td>6.6</td><td>6.7</td><td>6.8</td><td>6.9</td></tr><tr><td>(参考)土地 取引件数(万 件)</td><td>133</td><td>130</td><td>129</td><td>132</td><td>134</td><td>136</td><td>138</td><td>140</td></tr><tr><td>低未利用土 地面積(万 ha) ※達成目 標。</td><td>19.9</td><td>20.3</td><td>20.6</td><td>20.9</td><td>21.3</td><td>21.6</td><td>22.0</td><td>22.3</td></tr></table> ○所期の目標の達成状況 ・法人の長期保有土地の取引件数 今回評価(令和7年)時から、比較を容易にするため、対象を変更し、10年以上保有する土地の取引の中でも、地価水準の比較から譲渡益が出る取引に限定しないこととした。なお、前回評価時の対象においても、令和4年:2.7万件→令和5年:2.6万件→令和6年2.8万件と推移しており、前回評価時に目標としていた2.9万件(令和7年)に到達するものと見込まれる。 (※)令和3～6年における法人の長期保有土地取引件数は以下の通り推計している。 ①令和3年、令和4年、令和5年、令和6年の全体の売買による土地取引件数は、それぞれ、約133万件、約130万件、129万件、132万件(※1)。 ②①のうち、法人が売主となる土地取引の割合は約37%(※2) ③②のうち、保有年が10年以上であった土地の売却の割合は法人売主による土地取引の14.1%、14%、13.4%、13.4%(※3)。 以上より、令和3～5年における法人の長期保有土地取引件数は、全体の土地取引(①)×法人売主割合(②)×10年超保有資産の割合(③) ＝133万件×37%×14.1%＝約69,587件 ＝130万件×37%×14%＝約67,587件 ＝129万件×37%×13.4%＝約63,886件										令和 3	4	5	6	7	8	9	10	法人の長期 保有土地の 取引件数(万 件)	7	6.8	6.4	6.5	6.6	6.7	6.8	6.9	(参考)土地 取引件数(万 件)	133	130	129	132	134	136	138	140	低未利用土 地面積(万 ha) ※達成目 標。	19.9	20.3	20.6	20.9	21.3	21.6	22.0	22.3
	令和 3	4	5	6	7	8	9	10																																						
法人の長期 保有土地の 取引件数(万 件)	7	6.8	6.4	6.5	6.6	6.7	6.8	6.9																																						
(参考)土地 取引件数(万 件)	133	130	129	132	134	136	138	140																																						
低未利用土 地面積(万 ha) ※達成目 標。	19.9	20.3	20.6	20.9	21.3	21.6	22.0	22.3																																						

			＝132 万件 × 37% × 13.4%＝約 65,397 件 ※1 法務省「登記統計」令和3年、令和4年、令和5年、令和6年分より。 ※2 国土交通省「2024 年土地保有・動態調査(2023 年取引分)」より。 ※3 国土交通省「土地保有・動態調査」では、個人売主がその年に売却した土地の取得時期別件数のみ調査しており、法人売主については、国土交通省「H30 年度土地保有移動調査(H29 年分)」と各年の土地保有・動態調査より割り戻して計算している。また、令和6年度以降については、当該年取引分の土地保有・動態調査が未公表であるため、10 年超保有資産の割合については、2023 年度と同水準であると仮定している。 ・低未利用地面積 本特例の目的は、土地の有効利用を通じて企業の設備投資を促進することであり、単に低未利用地を有効活用することによる低未利用地面積の増加抑制のみを目的としているものではないため、従前目標としていた法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地(空き地等)の面積については、新たに目標として設定しないものとする。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 〈法人の長期保有土地の取引件数〉 ・法務省「登記統計」：種類別 土地に関する登記の件数及び個数売買による所有権の移転件数(令和3年～令和6年分) ・国土交通省「土地保有移動調査 (H29 年分)」 ・国土交通省「土地保有・動態調査(2021 年～2023 年分)」 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 法人の長期保有土地の取引件数について、本特例措置により、年度平均で約 1000 件の土地取引が喚起されていると推計(※)しており、前回評価時の目標値である令和7年度:2.9 万件の目標に対する本特例措置の寄与度は約 3.4%である。 ※令和7年に国土交通省・経済産業省により実施したアンケートを基に、以下の通り推計。 ①アンケート結果より把握した譲渡資産(土地)の取引件数:318 件、取得資産(土地)の取引件数:116 件。 ②①の譲渡資産(土地)・取得資産(土地)のそれぞれを財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和 7 年2月国会提出)」の令和3年度～令和5年度の平均適用法人数 835 法人に換算すると、 ・譲渡資産(土地):318 件 × (835/54【アンケートにより把握した適用法人数】)＝約 4,917 件 ・取得資産(土地):116 件 × (835/54【アンケートにより把握した適用法人数】)＝約 1,793 件 ・譲渡資産(土地)と取得資産(土地)の合計:6,711 件 ③本特例により喚起された土地取引件数を、アンケートにおいて「本特例がなければ遊休資産の売却を控えるようになる」と回答した法人割合(＝15%)より推計:(4,917 件 × 15%) + (1,793 件 × 15%)＝1,007 件 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
--	--	--	---

			・令和7年国土交通省・経済産業省実施「特定の事業用資産の買換特例の活用実績及び不動産の売却・取得意向に関する調査」 ・財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和7年2月国会提出）」 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税込減を是認する理由等	本特例措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等の買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用した更なる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進等の本特例措置の目的を達成するために効果的である。 本特例措置により、土地をより有効に活用する担い手に移転することを促進することで、企業の生産性向上や産業の空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上が図られているところである。また、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用を促進し、事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業者の所有する遊休不動産をはじめとした事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっている実情から、他の手段で代替することが困難なものであり、税負担軽減措置を通して直接的にインセンティブを与えていくことが適当である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地方における新たな設備投資を促進することで、地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月（国交 15）